

議案第65号

入間市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(入間市消費生活センター条例の一部改正)

第1条 入間市消費生活センター条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(入間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 入間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(入間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 入間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、報酬（入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 号）第3条第2項に規定する報酬に限る。))」を加える。

(入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条中「任命権者が」の次に「規則で」を加える。

(入間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 入間市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 当市において引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び当市において引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 通勤日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の二条を加える。

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日  
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた

日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において  
地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため  
に特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に  
達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該  
子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児  
休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、  
又は当該任期の満了後に当市において引き続き採用されるものにあつては、当該任期の  
末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業を  
しようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業を  
している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方  
等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の  
ために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条に次の二号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当するこ  
と。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、  
当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に当市  
において引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採  
用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項中「第16条第1項」の次に「及び入間市会計年度任用職員の給与等に関  
する条例(令和元年条例第 号)第11条第1項」を加え、同条第2項中「している職  
員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」  
を加える。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしてい

る」を「次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 当市において引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第18条第2項中「規定による特別休暇」の次に「(以下「育児時間」という。)」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第19条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与額を減額して給与」を「給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬」に改める。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第8条 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中市税等徴収指導員の項、社会教育指導員の項から英語指導助手の項まで及び市税等納税相談員の項から外国人相談員の項までを削る。

別表第3中市税等徴収指導員の項及び交通指導員の項から放課後子ども教室事業コーディネーターの項までを削る。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

第2条第5号を同条第7号とし、同条第2号中「給食調理員」を「自動車運転手」に改

め、同条第3号中「自動車運転手」を「給食調理員」に改め、同条第4号中「機械操作員」を「調理補助員」に改め、同号の次に次の二号を加える。

(5) 配膳員

(6) 用務員

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、技能労務職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

第3条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の額及びその支給方法は、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 号）の規定の適用を受ける職員の給与の額及びその支給方法を基準とし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が規則で定める。

（入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に、「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの」に改める。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第18条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。